

おかやま保健福祉研究

目 次

○第28回岡山県保健福祉学会	・・・・・・・・・・	1
----------------	------------	---

特別講演

テーマ「重層的支援体制整備事業と子ども支援
～子どもたちの笑顔を守るために～」

講 師：岡山県保健福祉学会 副学会長 小坂田 稔
(美作大学生生活科学部社会)

○岡山県保健福祉学会とその活動	・・・・・・・・・・	11
-----------------	------------	----

○令和5年度収支決算及び令和6年度収支予算	・・・・・・・・・・	14
-----------------------	------------	----

○岡山県保健福祉学会会則	・・・・・・・・・・	15
--------------	------------	----

○岡山県保健福祉学会細則	・・・・・・・・・・	16
--------------	------------	----

**地域共生社会と
重層的支援体制整備事業**

一子どもたちの笑顔を守るために一

美作大学 小坂田 稔

- 「他人の世話にはなりたくない」
- 「福祉サービスを使うのは世間体が悪い」
- 「困っていることを言ったらどう見られるか、なんとと言われるかわからない。」
- 「今の自分の状況は当たり前のことだ。」
- 「『よく頑張っているね。えらいねえ。』と言われるので、助けて欲しいと言えない。」
- 「私のためにみんなに迷惑をかけたくない。」
- そして地域住民の意識の中に、なお根深く現存している根深い差別・偏見意識
 - ・・・それが支援の壁になる！

- 「どのような制度サービスがあるのか知らない」
- 「どこに相談すればいいのかわからない」
- 「色々な情報がありすぎてよくわからない」
- 「情報を知らないということを知らない」
 - ・・・多くの人が情報を持たずに生活している。知らなければ・分からなければ、利用をしないし利用できない。

- 利用したくても、その制度やサービスがない、あっても量や種類が充分でない、せつかく利用しても質が悪い。
- 様々な援助者が連携せず、縦割り支援を行う。
- 利用に際しての利用者が申請をしないと援助が開始されない。
- 職員に専門性がなく、相談者のニーズを的確に把握できない、分析できない、支援に必要な社会資源について知らない。
- ・・・このため利用したくても利用できなかったり、せつかく利用しても「二度と利用しない！」ことになる。

1. 現在の地域生活問題・ニーズの特徴

様々な制度の狭間の問題の出現

地域生活ニーズの多様化・複雑化・重複化

特に「社会的孤立」の問題は重要課題



このような人々が、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていける「**地域共生社会**」の実現に向けた取り組みが必要。

そのためには・・・

地域住民とともに従来の**福祉、医療、保健、介護**の連携にとどまらず、**雇用・就労、司法、住宅、交通、産業(商・工・農など)、教育、文化・芸術、スポーツ、まちづくり**などの多分野の**連携・協働・協創**、そして、**地域とのつながりづくり**が必要となります。

2. 問題を深刻化、複雑化、複合化させ「3つの壁」

- ① **意識の壁**
- ② **情報の壁**
- ③ **制度・サービスの壁**

・・・ニーズは潜在化し、問題は深刻化・複雑化・複合化していく。

3. これからの地域・暮らしづくりの方向
一地域共生社会実現をめざして

(1)「骨太の方針2016」(28年6月 閣議決定)
「障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。

全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、**支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。**」

1) ヤングケアラーの数

小学生で約15人に1人(6.5%)
 中学生で約17人に1人(5.7%)
 高校生で約24人に1人(4.1%)
 大学生で約16人に1人(6.2%)

がヤングケアラー・若者ケアラーの可能性がわかった。これはクラスに1人~2人はヤングケアラー・若者ケアラーがいるということになる。

1人~2人



3) ケアの頻度

◎ 1日7時間以上を世話に費やしている生徒が1割を超えていた。平均でみると、中学2年生は4.0時間、全日制高校2年生は3.8時間



□美作大学学生実態調査結果より



4) ケアによる子どもたちへの生活上の影響

ケアによって生じる制約について



2) ケアを始めた年齢

◎ 小学校4年生頃から始まるケアの日々



山口新聞 2019年10月10日

半年で44人支援、9人は小学生
 家庭支え、学校・職場に行けず

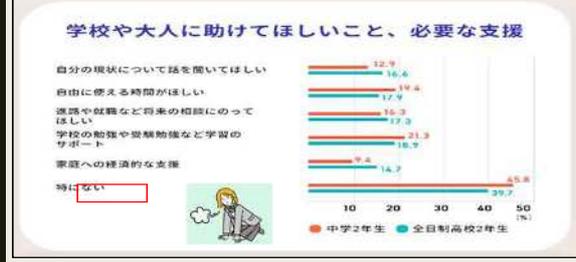
5) 相談にしないヤングケアラーの背景—潜在化する生活ニーズ
(1) 誰かに相談した経験の有無



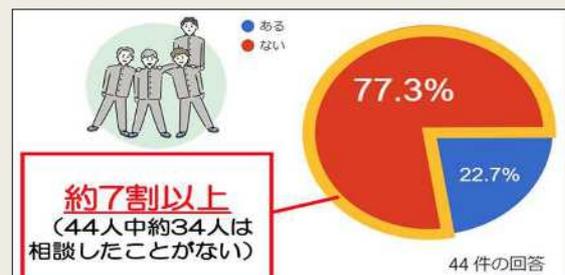
◎相談した経験が「ある」中高生の相談相手

「家族(父、母、祖父、祖母、きょうだい)」の割合が最も高く、次いで「友人」が高い。「学校の先生(保健の先生以外)」や「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー」は1割前後と少ない。

4) ケアラー中高生が、学校や大人に助けてほしいこと(複数回答)
◎「特にない」が約4割で最も高い。それ以外では「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」、「自由に使える時間がほしい」が高い。



美作大学生の場合



ケアラー相談窓口を設置したが ……

【開所時間】
平日 9時00分～17時00分
(土日祝、年末年始を除く)

【場所】
神戸市立総合福祉センター1階
(神戸市中央区構通3丁目4番1号)

◆電話によるご相談
078-361-7600

◆Eメールによるご相談
carer_shien@office.city.kobe.lg.jp

※FAXでのご相談は 078-361-2573

神戸市役所ホームページより

6) 相談しない理由と3つの壁

- 相談したことのない6つの理由
- 1 誰かに相談するほどの / 家族外の人に相談するような悩みではない
 - 2 相談しても状況が変わると思わない
 - 3 家族のことのため話しにくい
 - 4 誰に相談するのがよいか分からない
 - 5 家族に対して偏見を持たれたくない
 - 6 家族のことを知られたくない

「信頼関係のない人がいきなり質問すると、必ず『大丈夫です』との答えが。『大丈夫です』は最大の拒否の言葉です。」埼玉県 60代(中高生を支援)

出所: さいたま市ヤングケアラーフォーラム「SOSを見逃さないために」(2021年11月)

「もう少し大人はしっかり聞いて、待ってもらいたい。ヤングケアラーの子どもたちは、『この人は聞いてくれる』と安心して信頼したりする段階があって、そこから初めて相談になるんです。いきなり『相談してね』というのはハードルを飛び越えすぎています」

(一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会代表理事 持田恭子さん)

包括的相談支援事業とは
(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- 支援機関のネットワークで対応する
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を回りながら支援を行う。
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を回りながら支援を行う。

「**断らない相談支援**」 + 「**断られても諦めない相談支援**」
求められる高い専門性 ▶ ジェネラリスト・ソーシャルワーカー

多機関協働事業とは
(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の内潜化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- 支援関係機関の役割分担を回る
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

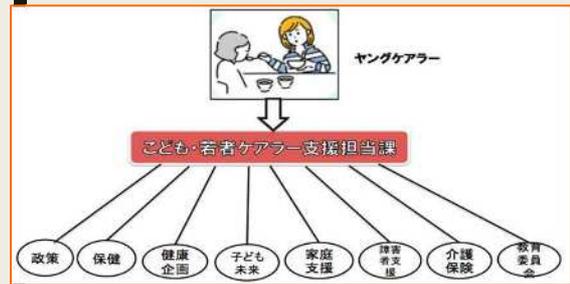
※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは
(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- 支援が届いていない人に支援を届ける
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つける。
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に関わった情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる窓口を見つけるといった支援が考えられる。

②専門相談窓口(こども・若者ケアラー支援担当課)の設置(神戸市)



**いつもあなたのそばに
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)**



- ① 「つながる」
 - ☑ 「助けて」と言わない、言えない人へのアプローチ
 - ☑ 孤立の壁突破のための知識や技術
 - ☑ 信頼の構築のために必要なもの・・・技術と心(伴走の意識)
- ② 「つなぐ」
 - ☑ 「つながり」を抱え込まない
 - ☑ 「つなぎ」先の社会資源、地域、キーパーソンの確保と形成
 - ☑ 「対個人」と「対社会」
- ③ 「もどし」と「つなぎ直し」
 - ☑ 不安定な社会・・・第二の危機、第三の危機は前提
 - ☑ 「つなぎ」後の俯瞰的な「緩やかな見守り」
 - ☑ 地域との連携の常態化(情報交換)
 - ☑ 本人や「つなぎ」先に問題が生じた時、早期に「もどす」
 - ☑ 早期発見・・・予防的対応
 - ☑ 本人の意向を元に「つなぎ直す」

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- **社会とのつながりを作るための支援を行う**
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

(取組例)
 ・生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困難状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
 ・障がい福祉支援センターにおいて、障がい福祉サービスの利用とならぬひきこもり状態の若年の就労支援を実施する
 ・高齢者人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、空室を活用し契約による入居を実施する

ロジャー・ハートの「子ども参加(参画)のはしご」

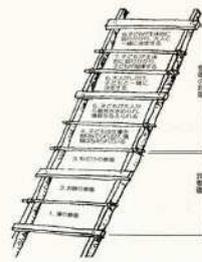
1. 繰り返し参加…「遊び参画」ともいう。取材などで画面に子どもの顔が欲しいために、子どもをお菓子でつって画面に登場させ、視聴者には「子どもも参加していますよ」というメッセージを送るような場合。
2. お祭り参加…子どもをだましてはいるが、子ども自身は意味を分かっている場合。デモ行進などで子どもに「原発反対」と書いたシャツを着せているような場合。
3. 形式的参画…「子ども議案」などでよくあるケース。子どもに市長に質問させる。しかし、質問項目のシナリオが与えられていて、事後もそのことを取り上げないような場合。
4. 与えられた役割の内容を認識した上での参画…そのプログラムについて意見を言ったり決定に参加することはできないが、ともかく何のためにやっているかは子どもは分かっている。学校が行う街頭募金活動などによく見られる。また、子ども歌謡祭などの仮装行事にもよくあるケース。
5. 大人主導で子どもの意見提供ある参画…子どもは少なくとも意見をいうことはできる。決定権は大人が握っている場合。
6. 大人主導で意思決定に子どもも参画…子どもは意見を言い、最終的な決定を大人と子どもと共同で行うケース。
7. 子ども主導の活動…子どもが企画し、運営し、評価をする。学園祭などの出し物ではこのケースがよく見られる。子どもの曹段の遊びはほとんどがこれに相当する。
8. 子ども主導の活動に大人も巻き込む…学園祭で子どもたちが寸劇を作り、ある場面に先生にも出てもらうようなケース。ハートの参画論は、子ども主導の活動よりも、大人を巻き込む活動を上位に置いていることに特徴がある。



地域づくり事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- **世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。
- **交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする**
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。
また、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。
- **地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る**
多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合う中から新たな展開を育むために、分野を問わないプラットフォームを形成したり既存のものを活性化させる。



- 8 子ども主導の活動に大人も巻き込む
- 7 子ども主導の活動
- 6 大人主導で意思決定に子どもも参画
- 5 大人主導で子どもの意見提供ある参画
- 4 与えられた役割の内容を認識した上での参画
- 3 形式的参画
- 2 お祭り参加
- 1 繰り返し参加

「子どもの参画」(ロジャー・ハート、講文社、2008)から

みんなで地域を知ろう、考えよう、そして始めよう!!



貴旗による見守り活動 (津山市大崎・新田地区)

津山市大崎支部新田地区では貴旗による見守り活動をおこなっています。活動のポイントは全世帯での取り組み。対象者を独居者や高齢世帯に限定すると悪徳商法などのターゲットにされる可能性があるからです。朝〇時に出して、夕方〇時に取り出し、安全を確認し合っています。

□小地域ケア会議とは・・地域づくりのプラットフォーム

- 暮らしに身近な「福祉圏（小学校区・旧村エリア等）」で、地域の福祉課題について地域住民と行政担当者や専門職等と一緒に問題の解決に向けて話し合い、知恵を出し合い協働して取組みその地域における「地域福祉の向上」を図っていく。さらに、援助を必要とする（またはそのおそれがある）人の自立支援に向けた各種の公的サービスと圏域内にあるインフォーマル活動を含めた効果的なサービス提供その包括的なケア体制を総合的に調整・推進していくことにある。
- 問題の解決に向けて取り組み、お互い様の意識を育て合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らして行けるための活動を推進していくことにある。
- 地域の様々な福祉課題について、地域住民と行政担当者や専門職等と一緒に**なって話し合い、知恵を出し合う場（プラットフォーム）

地域共生社会の実現には「小地域ケア会議」は不可欠

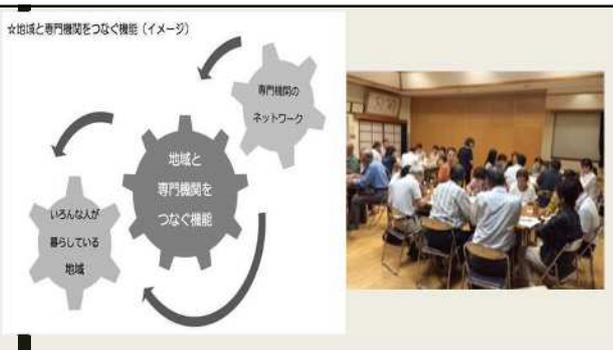
6. 改定社会福祉法がめざすこと

(1) 真の「地域共生社会」をめざして

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存制度による解決困難な課題の解決を図り、地域共生社会の実現を目指して、地域住民による支え合いと公的支援が運動した、包括的な相談支援体制の構築など、社会福祉法が改正された。

① 地域福祉の推進(第1条)

一社会福祉法に「地域福祉の推進」の明記
この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という)の推進を図る・ことを目的とする。



② 住民との連携による地域福祉の推進(第4条)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

改正社会福祉法(第4条) [平成30年4月施行]

(地域福祉の推進) ※下線部は、今回の改正・新設部分

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という)は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態に陥ることを予防又は要介護状態を遅くして要支援状態の段階に引き戻すこと)を目的とする地域生活課題(以下「地域生活課題」という)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民等(地域住民や福祉関係者(事業者、ボランティア)が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に留意し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、(3)支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念を明確化している。

全世代型小地域ケア会議



「地域住民」の位置付けの変化

◆社会福祉事業法における「地域住民」の位置付け

「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者は、(略)地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。」(社会福祉事業法第3条の2)

⇒社会福祉事業に対する「理解者」「協力者」「客体」「顧客」としての位置付け

地「参」・地「笑」
ちさん ちしょう

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、**重層的支援体制整備事業**を行うことができる。
 2 前項の「**重層的支援体制整備事業**」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(2)子ども基本法 (令和5年4月1日)

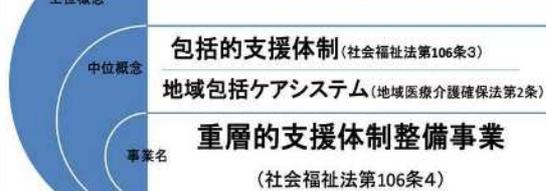
目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、この施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全ての子どもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全ての子どもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全ての子どもについて、年齢及び発達に適切に、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全ての子どもについて、年齢及び発達に適切に、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ 子どもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難な子どもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

地域共生社会(政策・理念)



[HARADA]

(3)「子どもの権利条約」が示す子どもの権利

生きる権利 住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること	育つ権利 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながらか成長できること	守られる権利 紛争に巻き込まれず、買戻しになったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること	参加する権利 自由に意見を言ったり、団体を作ったりできること
---	--	---	--

7. 子どもに関する法律の制定と子ども支援

(1)児童福祉法改正と子ども支援

(子どもは未来の希望である)

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に適切に、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(4)求められる本人や家族の意思決定支援

- ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。
- 本人や家族の意思を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまつといった行き違いを防ぐこととなります。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でもとても大切なことです。
- 例えば、ヤングケアラーと思われる子どもは何等かの支援を希望しているが、家族（保護者）としては家族の置かれている状況を人に言いたくないという場合があるなど、本人と家族の希望が異なることもあるかもしれません。その場合においても、家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーである子どもを中心とした支援はどのようなものかを検討することが大切です。

出所:厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」



8. おわりに

～オードリ・ヘップバーンの訴えたこと

「私たちには2本の手がある。一本は自分のために、そして1本は他人のために使う手が。

どうか、立ち上がり、その手を差し伸べて下さい。なぜなら彼らは子どもたちなのですから。」

「愛とは行動です。言葉だけではだめなのです。」



岡山県保健福祉学会とその活動

岡山県保健福祉学会は、岡山県の保健・福祉水準の向上を目指して平成6年11月に設立された岡山県保健福祉研究機構内に設置されました。

その後の情勢変化による平成9年3月末の岡山県保健福祉研究機構の解散により、新たに平成9年4月から岡山県保健福祉学会として再編し、活動しているものです。

本学会の運営にあたりましては、引き続き会員皆様方の御協力をお願いいたします。

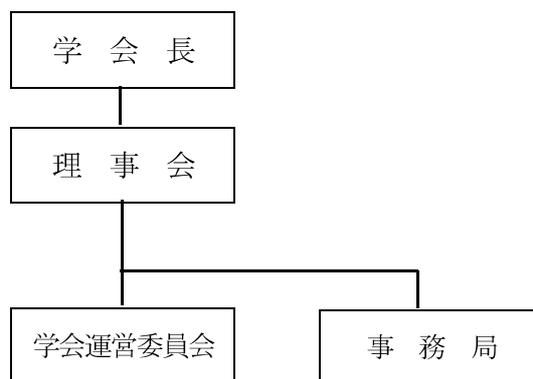
1 目 的

保健福祉に関する調査研究活動を促し、その成果の普及と活用を図り、岡山県の保健福祉の水準の向上に寄与することを目的とします。

2 事 業

研究成果発表会、講演会等の開催及びその他学会の目的を達成するために必要な事業を行います。

3 組 織



4 役員及び委員

令和6年度の役員及び委員は次のとおりです。

(1) 理事・監事

区 分	氏 名	所属団体及び役職名
学 会 長	中瀬 克己	吉備国際大学保健医療福祉学部 学部長
副学会長	小坂田 稔	美作大学生活科学部社会福祉学科 学科長
	梅木 和宣	岡山県保健医療部 部長
理 事	伊藤 達男	川崎医科大学衛生学教室 教授
	岩瀬 敏秀	岡山県保健所長会 会長 (岡山県備前保健所長)
	後河 正浩	岡山市保健福祉局 局長
	片山 圭子	岡山県子ども・福祉部 部長
	勝山 博信	川崎医科大学公衆衛生学教室 教授
	近藤 理恵	岡山県立大学保健福祉学部 学部長
	関 明徳	岡山県健康づくり財団健康づくり推進部 部長
	妹尾 安裕	岡山県環境保健センター 所長
	野口 正行	岡山県精神保健福祉センター 所長
	則安 俊昭	岡山県保健医療部 保健医療統括監
	水田 健一	岡山県社会福祉協議会 常務理事
	森 吉晴	倉敷市保健福祉局 局長
	吉田 悦子	岡山県中央児童相談所 所長 (岡山県福祉相談センター 次長)
監 事	真田 和典	備前県民局健康福祉部 部長
	薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長

※副学会長は職務代理順、理事・監事は五十音順

(2) 学会運営委員会

区 分	氏 名	所属団体
委員長	河辺 暁美	備中保健所井笠支所地域保健班
委 員	秋山 倅慧	美作保健所保健課勝英支所
	井原 香	倉敷市保健所保健課
	今岡 清廣	(公社)岡山県社会福祉士会
	太田 彩名	備前保健所東備支所東備地域保健課
	沖野 雄一郎	備北保健所新見支所保健対策班
	尾坂 裕香	岡山県立成徳学校
	角田 奨	子ども支援課
	亀川 真央	岡山市保健所健康づくり課
	木村 妃那	備前保健所保健課
	坂田 雅恵	一般社団法人岡山県介護福祉士会
	谷口 美香子	一般社団法人岡山県介護支援専門員協会
	田村 菜々子	美作保健所保健課
	樋本 栞	備前保健所検査課
	山岡 和子	備中保健所保健課心の保健福祉班
	横山 寛子	市町村保健師研究協議会
	米澤 瑞乃	真庭保健所真庭保健課
	米田 宣和	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部

※五十音順

5 (参考) 令和5年度活動

「第28回岡山県保健福祉学会」

保健福祉に関する学会員の知識及び技能の研鑽を行い、本県の保健福祉の向上に寄与する目的で第28回岡山県保健福祉学会を次のとおり行いました。

新型コロナウイルス感染症の流行により、開催中止が続きましたが、令和5年度は4年ぶりの対面開催となりました。

日 時	内 容	会 場
R6.1.22 (月)		きらめき プラザ
9:30	開会あいさつ 岡山県保健福祉学会 学会長 中瀬 克己	
10:00	研究発表 《第1分科会》(3階 301会議室①) 第1群 老人福祉・障害児(者)・母子福祉(4題) 第2群 地域づくり・地域保健福祉活動(4題) 第3群 保健福祉行政・その他(3題) 《第2分科会》 第1群 地域精神保健福祉・その他(3題) 第2群 保健福祉行政・健康づくり(4題) 第3群 食品分析・感染症(3題)	
14:00	特別講演 「重層的支援体制整備事業と子ども支援～子どもたちの笑顔を守るために」 講師 岡山県保健福祉学会 副学会長 小坂田 稔 (美作大学生活科学部社会福祉学科 教授)	
16:00	閉会あいさつ 岡山県保健福祉学会 副学会長 小坂田 稔	

第28回岡山県保健福祉学会研究発表演題一覧

第1分科会

第1群 老人福祉・障害児(者)・母子福祉(4題)

《座長》岡山県備前保健所 所長 岩瀬 敏秀

演題	所属	発表者	備考
【1】 「NIE介護の基本演習の授業実践」 一人間栄養学科のアンケート2019年、2022年の比較を通してー	中国短期大学	松井 圭三	
【2】 吉備中央町における介護予防・日常生活支援総合事業通所型の実践と効果	吉備中央町	小虎 泰之	
【3】 福祉制度を利用した「福祉型大学」の認識の変化についての一考察 ～特別支援学校高等部教員への意識調査を通して～	社会福祉法人 旭川荘	森本 克美	子ども・福祉 部長賞
【4】 地域子育て支援における保健師の役割 ー子育てグループ参加者へのアンケート調査からー	岡山市	木下 真由子	保健所長 会長賞

第2群 地域づくり・地域保健福祉活動(4題)

《座長》岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 部長 岡 智明

演題	所属	発表者	備考
【5】 ソーシャルオープンパブリックシステムの構築 ～新たな拠点とそれぞれの生き方～	社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会	山本 佳和	社会福祉 協議会長賞
【6】 総社市における住民主体の移動・外出支援の実現に向けて ーアンケート調査からみる高齢者の移動・外出の実態と課題ー	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会	伊丹 和正	
【7】 中壮年期からの楽しみや生きがいに関する調査から効果的なヘルスプロモーションを考える	真庭市	寺沖 華	
【8】 井原市保健師のワーク・ライフ・バランスの実態について ～コロナ禍を経験して～	井原市	植 幸	

第3群 保健福祉行政・その他(3題)

《座長》岡山県立大学 保健福祉学部 現代福祉学科 教授 岩満 賢次

演題	所属	発表者	備考
【9】 岡山県における高齢者および障害者世帯のためのごみ出し支援制度に関する実態調査	NPO法人 福祉オンブスおかやま	藤井 宏明	
【10】 ほどほどのお節介 ～対人支援・介入に関し気に留めておきたいこと～	社会福祉法人 三慶会	長江 泰	
【11】 司法と福祉の連携による矯正施設退所者への支援 ～岡山県地域生活定着支援センターの取り組みについて～	社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会	小武守 敬子	審査委員 奨励賞

第2分科会

第1群 地域精神保健福祉・その他(3題)

《座長》岡山県精神保健福祉センター 所長 野口 正行

演題	所属	発表者	備考
【1】 元長期入院精神障害者が病院外の施設に退院していくプロセスに関する研究	広島文化学園大学	鶴岡 和幸	
【2】 美作保健所管内の警察官通報の状況と地域支援について	岡山県美作保健所	田中 紗季	
【3】 総社市新任期保健師連絡会の取り組みと課題	総社市	安井 弥沙	

第2群 保健福祉行政・健康づくり(4題)

《座長》元山陽学園大学看護学部 看護学科 教授 小寺 良成

演題	所属	発表者	備考
【4】 和気町の慢性腎臓病ハイリスク者に対する重症化予防の取り組みを見直す	和気町	山本 智絵	保健医療 部長賞
【5】 岡山県健康づくり財団人間ドックにおける健康指導の現状	岡山県 南部健康づくりセンター	後藤 礼子	
【6】 津山市における対策型胃内視鏡検診の精度管理体制整備について	津山市	石本 あす香	
【7】 人間ドック受診者への運動指導の取り組みについて	岡山県 南部健康づくりセンター	斉藤 剛	

第3群 食品分析・感染症(3題)

《座長》岡山県環境保健センター 所長 望月 靖

演題	所属	発表者	備考
【8】 COVID-19の高齢者入所施設クラスターにおける施設内療養者の重症化に与える要因の検討	岡山県美作保健所	秋山 倅慧	保健福祉 学会賞
【9】 LC-MS/MSを用いた牛の筋肉中の抗菌性物質一斉分析法の検討	岡山県環境保健センター	難波 順子	
【10】 岡山県内における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行が他の流行性疾患に与えた影響について	岡山県健康推進課	松岡 保博	

誌上发表(1題)

演題	所属	発表者
【1】 青壮年期がウォーキングを始めるきっかけづくりの取り組みについて ～びぜんウォークラリーの企画、実施をして～	備前市	岡田 誠子

令和5年度収支決算書

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘 要
会費収入	415,000	274,000	△ 141,000	新規92名(92,000円)、継続147名(147,000円) (R5年度以外支払35,000円分)
補助金収入	580,000	580,000	0	運営費補助金(岡山県)
その他収入	6	8	2	利息
繰越金繰入	627,231	627,231	0	
合 計	1,622,237	1,481,239	△ 140,998	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引	摘 要
会 議 費	10,000	1,296	8,704	理事会開催経費
学会誌発行費	0	0	0	学会誌(おかやま保健福祉研究)の発刊 HP掲載のみ
保健福祉 学会開催費	580,000	566,614	13,386	第28回岡山県保健福祉学会開催経費
事 務 費	150,000	12,522	137,478	通信費、需用費
予 備 費	882,237	0	882,237	
合 計	1,622,237	580,432	1,041,805	

【決 算】

収入額	1,481,239 円	
支出額	580,432 円	
差引残高	900,807 円	(次年度へ繰越)

令和6年度収支予算書

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	差引(A)-(B)	摘 要
会費収入	289,000	415,000	△ 126,000	1,000円×289(会員数298名-入金済者9名)
補助金収入	580,000	580,000	0	運営費補助金(岡山県)
その他収入	6	6	0	預金利息等
繰越金繰入	900,807	627,231	273,576	
合 計	1,769,813	1,622,237	147,576	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	差引(A)-(B)	摘 要
会 議 費	10,000	10,000	0	理事会、学会運営委員会開催経費
学会誌発行費	0	0	0	学会誌発行経費(HP掲載とする)
保健福祉学会 開催費	580,000	580,000	0	第29回岡山県保健福祉学会開催経費
事 務 費	150,000	150,000	0	通信費、需用費、広報費
予 備 費	1,029,813	882,237	147,576	
合 計	1,769,813	1,622,237	147,576	

岡山県保健福祉学会会則

(名 称)

第1条 本会は、岡山県保健福祉学会（以下「学会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 学会は、保健福祉に関する調査、研究等により、知識及び技能の研鑽を行うとともに、知見の広報及び普及を図り、本県の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究成果発表会、講演会等の開催
- (2) 前号に掲げるもののほか、学会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、一般会員及び当日会員とする。
2 会員になろうとする者は、所定の手続を経て入会するものとする。

(会 費)

第5条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

(役 員)

第6条 学会に、次の役員を置く。
(1) 学会長 1名
(2) 副学会長 若干名
(3) 理事（学会長及び副学会長を除く。以下同じ。） 若干名
(4) 監事 2名
2 学会長及び副学会長は、理事会において互選する。
3 監事は、学会長が理事会の承認を得て会員の中から選出する。
4 学会には、名誉会長及び顧問を置くことができる。

(役員職務)

第7条 学会長は、学会を代表し、会務を統括する。
2 副学会長は、学会長を補佐し、学会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

3 学会長、副学会長及び理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、学会の会計及び事業執行状況を監査し、理事会に報告する。

5 顧問は、理事会の推薦により学会長が委嘱し、学会長の諮問に応じて意見を述べ、学会の事業を援助する。

(会 議)

第8条 学会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会及び理事会は、学会長が招集する。

(会議の議長)

第9条 理事会の議長は、学会長をもって充てる。

(委員会)

第10条 学会の円滑な推進を図るため、学会運営委員会を置く。

2 学会運営委員会に、委員長及び委員を置く。

3 前項の委員長及び委員は、理事会が推薦する者をもって充てる。

(会 計)

第11条 学会の経費は、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 学会は、事務局を岡山県保健医療部保健医療課及び岡山県子ども・福祉部地域福祉課に置く。

(細則等)

第13条 この会則に定めるもののほか、学会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年8月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年8月7日から施行する。

岡山県保健福祉学会細則

(目的)

第1条 この細則は、岡山県保健福祉学会会則に定めるもののほか、岡山県保健福祉学会の会務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会等)

第2条 一般会員になろうとする者は、入会申込書に当該年度の会費を添えて学会長へ提出しなければならない。

- 2 一般会員は、毎年度定められた期日までに当該年度の会費を納めなければならない。
- 3 当日会員になろうとする者は、研究成果発表会及び講演会等への参加申込書に会費を添えて学会長へ提出しなければならない。

(退会)

第3条 一般会員は、引き続き2年度分の会費を納めなかったときは、当該2年度の終了と同時に退会するものとする。

(会費)

第4条 一般会員の会費は、年額1,000円とする。
2 当日会員の会費は、1,000円とする。

(表彰)

第5条 学会長は、研究成果発表会で優れた研究発表を行った者の中から、次に掲げる表彰の区分に応じてそれぞれに定める成績をおさめた優秀者に対して、表彰することができる。

- (1) 保健福祉学会長賞
学術的な視点において優れた研究成果をおさめたものを対象
- (2) 保健医療部長賞
地道に研究を行い、行政的な視点（保健医療部門）において優れた研究成果をおさめたものを対象
- (3) 子ども・福祉部長賞
地道に研究を行い、行政的な視点（福祉部門）において優れた研究成果をおさめたものを対象

- (4) 保健福祉学会審査委員長賞
斬新性において優れた研究成果をおさめたものを対象
 - (5) 保健所長会長賞
保健部門において優れた研究成果をおさめたものを対象
 - (6) 社会福祉協議会長賞
福祉部門において、優れた研究成果をおさめたものを対象
 - (7) 審査委員奨励賞
上記6賞に匹敵する研究内容であり、審査委員が優れた研究成果であると特別に認めたものを対象（ただし、該当者がある場合のみ授与する。）
- 2 表彰は、賞状を授与して行い、副賞として金品を加授することができる。

附則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成24年7月24日から施行する。

附則

この細則は、令和5年8月31日から施行する。



岡山県 マスコット ももっち&うらっち